

正しく受給するために必ずお読みください

## 育児休業給付 支給手続きのしおり

育児休業給付は、労働者が育児休業を取得しやすくするとともに、その後の円滑な職業復帰を目指す方に対し、この給付を支給することにより職場復帰を援助・促進し、職業生活の継続を支援する制度です。

- ※ 内容について不明な点がありましたら、お気軽に係員にお問い合わせください。
- ※ このしおりは、令和5年8月1日現在の支給限度額で掲載しています。



静岡労働局職業安定部 ハローワーク（公共職業安定所）

## はじめに

- 1 このしおりには、育児休業給付の支給手続きを行うために必要なことが書かれていますので、**必ずお読みください。**
- 2 内容について不明な点がありましたら、お気軽にハローワークの係員にお問い合わせください。

## 支給申請書の提出者について

育児休業給付の申請は原則として、事業主を経由することとなります。

※本人が提出することも可能ですが、原則として事業主からの提出をお願いします。

支給申請をされる方は支給申請書に必要事項を記入し、余裕をもって事業所の担当者にお渡しください。

## 目 次

1	出生時育児休業給付金について	1
	(1) 支給対象者は?	1
	(2) 支給要件は?	2
2	出生時育児休業給付金の支給額は	3
3	支給申請手続きについて	4
	(1) 受給資格確認・支給申請について	4
	(2) 給付金の口座振込みは	4
4	育児休業給付について	7
	(1) 支給対象者は?	7
	(2) 支給対象期間は?	8
	(3) 「パパ・ママ育休プラス制度」を利用する場合の支給について	9
	(4) 支給対象となる期間の延長について	10
5	受給資格確認後の通知書について	12
	(1) 受給資格の確認について	12
	(2) 次回支給申請日の指定について	12
6	育児休業給付の支給額は	13
7	支給申請期間について	13
	(1) 育児休業給付金の支給申請期間について	13
	(2) 支給申請日の指定について	14
8	支給申請手続きについて	14
	(1) 育児休業給付金の支給申請手続きについて	14
	(2) 支給対象となる期間の延長手続きについて	17
9	支給決定後の通知について	18
10	支払方法について	19
	(1) 払渡希望金融機関の指定について	19
	(2) 払渡希望金融機関の変更について	19
11	被保険者資格を喪失したときは	20
	(1) 被保険者資格喪失直前の支給単位期間についての支給申請手続きは	20
	(2) 被保険者資格を喪失した当該支給単位期間についての支給申請手続きは	20
12	受給中に本人が死亡したときは	20
13	ハローワークの所長が行った処分が不服があるときは	20
14	不正受給を行ったときは	21
15	経過措置	21
16	Q&A	22

# 1 出生時育児休業給付金について

## (1) 支給対象者は？

下記①②のいずれにも該当する方が支給対象者です。

- ① 子の誕生日から8週間を経過する日の翌日までの期間内に、4週間（28日）以内の期間を定めて、当該子を養育するための出生時育児休業を取得した被保険者であること。（※）
  - (イ) ここでいう「出生時育児休業」とは、「誕生日または出産予定日のうち早い日」から「誕生日または出産予定日のうち遅い日から8週間を経過する日の翌日まで」の期間内に4週間（28日）までの範囲で取得するものをいいます。（注1）
  - (ロ) 産後休業（誕生日の翌日から8週間）は出生時育児休業給付金の対象外です。また、産後6週間を経過した場合であって、当該被保険者の請求により、8週間を経過する前に産後休業を終了した場合であっても、産後8週間を経過するまでは、産後休業とみなされます。
  - (ハ) 期間雇用者も支給対象となります。
- ② 出生時育児休業を開始した日の前2年間に、**賃金支払基礎日数が11日以上ある（ない場合は就業している時間数が80時間以上の）完全月（注2）が12か月以上あること。**

ただし、期間雇用者（期間を定めて雇用される者）の方は上記①②に加え、休業開始時において下記にも該当しなければなりません。

- 子の誕生日（出産予定日前に子が出生した場合は、出産予定日）から8週間を経過する日の翌日から6か月を経過する日までに、その労働契約の期間（労働契約が更新される場合は更新後のもの）が満了することが明らかでないこと。

(注1) **休業取得時に退職が確定（予定）している休業は対象となりません。**

なお、支給対象者は男女を問いません。また、育児をする子は、実子・養子を問いません。

(注2) 過去に雇用保険の基本手当の受給資格決定（基本手当を1日も受給していない場合も含まれます。）を受けたことのある方については、その後に資格取得した被保険者期間に限ります。

なお、休業開始前の2年間に、病気やけが、妊娠、出産、育児、事業所の休業、海外出向等で引き続き30日以上賃金の支払いを受けられなかった期間があった場合は、その期間を休業開始前2年間に加えることができます。

（合計4年間まで）

この受給資格を満たした被保険者であって、**出生時育児休業中に支払われた賃金の額が、休業開始時賃金日額×休業期間の日数に比べて80%未満**である等、支給要件を満たした場合に、出生時育児休業給付金を受けることができます。

## (2) 支給要件は？

以下の要件を全て満たしていることが必要です。

休業中の就業時間数の取扱いや賃金の取扱いは育児休業給付金と異なるのでご注意ください。

- ① 出生時育児休業期間の初日から末日まで継続して被保険者資格を有していること。
- ② 出生時育児休業期間の就業日数が10日以下であること。10日を超える場合は就業している時間が80時間以下であること。
  - ※ 休業期間が28日間より短い場合は、その日数に比例して短くなります。
    - (例) 14日間の休業 ⇒ 最大5日（5日を超える場合は40時間）
    - 10日間の休業 ⇒ 最大4日（4日を超える場合は約28.57時間）
    - [10日×10/28≒3.57（端数切り上げ）⇒4日、80時間×10/28≒28.57時間]
  - ※ 出生時育児休業期間中に就業した時間を合計した際に生じた分単位の端数は切り捨てます。また、出生時育児休業を分割して取得する場合は、それぞれの期間ごとに端数処理を行います。
- ③ 出生時育児休業中の就労に対して事業主から支払われた賃金※が、休業開始時の賃金月額80%未満であること。

※「出生時育児休業中の就労に対して事業主から支払われた賃金」とは

出生時育児休業期間を含む賃金月分として支払われた賃金のうち、基本給等の労働した日・時間により算定され支払われる賃金（勤務日数に応じて支払われる通勤手当を含む。）については、**出生時育児休業期間中の賃金の基礎となった日数・時間に応じて支払われた額**とし、家族手当等の労働した日または時間にかかわらず一定額が支払われる賃金は含めません。月給制等により、出生時育児休業期間を含む賃金月において、賃金が減額されなかった場合には、支払われた賃金額に**出生時育児休業取得日数を乗じて得た額を、出生時育児休業期間を含む賃金月の賃金支払対象期間の日数（賃金支払基礎日数）で除し（小数点以下切り捨て）、当該額を「出生時育児休業期間を対象とする賃金」と**します。

## 2 出生時育児休業給付金の支給額は

**支給額＝休業開始時賃金日額×休業期間の日数（28日が上限）×67%（※）**

※ 給付率について

出生時育児休業給付金が支給された日数は、育児休業給付の支給率67%の上限日数である180日に通算されます。181日目以降は支給率50%となります。

### 支給額の留意点について

- (1) 休業期間中の就労に対して事業主から賃金の支払いがある場合
  - ① 支払われた賃金額が休業開始時賃金日額×休業期間の日数の13%以下  
→  $\text{支給額} = \text{休業開始時賃金日額} \times \text{支給日数} \times 67\%$
  - ② 支払われた賃金額が休業開始時賃金日額×休業期間の日数の13%を超え80%未満  
→  $\text{支給額} = \text{休業開始時賃金日額} \times \text{支給日数} \times 80\% - \text{支払われた賃金額}$
  - ③ 支払われた賃金額が休業開始時賃金日額×休業期間の日数の80%以上  
→ **支給されません。**
- (2) 給付の上限額について  
令和5年8月1日現在の休業開始時賃金日額の上限額について  
**上限額 15,430円**  
※ 上限額は、毎年8月1日に変更される場合があります。

### 3 支給申請手続きについて

#### (1) 受給資格確認・支給申請について

被保険者が出生時育児休業を開始したときは、次の手続きが必要です。受給資格の確認申請及び出生時育児休業給付金の支給申請は育児休業給付金支給と異なり同時に行う必要があります。

**届出書類**…「雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書（育児）」（以下「賃金月額証明書」という。）

「育児休業給付受給資格確認票・出生時育児休業給付金支給申請書」（以下「受給資格確認票・出生時支給申請書」という。）

**提出期間**…子の誕生日（出産予定日前に子が出生した場合は、当該出産予定日）から8週間を経過する日の翌日から提出可能となり、当該日から2か月を経過する日の属する月の末日まで

**届出先**…事業所の所在地を管轄するハローワーク

**持参するもの**…

- 賃金台帳、労働者名簿、出勤簿、タイムカード、育児休業申出書、育児休業取扱通知書など出生時育児休業を開始・終了した日、賃金の額及び支払状況を証明することができるもの
- 母子健康手帳、医師の診断書（分娩（出産予定証明書））等の出産予定日及び出産日を確認することができるもの（いずれも写しで可。）

※受給資格確認票・出生時支給申請書は、マイナンバーを記載して提出してください。

イ 「賃金月額証明書」の提出について

被保険者が出生時育児休業を開始した場合は、**受給資格確認票・出生時支給申請書を提出する日までに「賃金月額証明書」**を、事業所の所在地を管轄するハローワークに提出しなければなりません。

ロ 受給資格の確認・支給申請とその通知について

出生時育児休業給付金の受給資格がある場合は「**出生時育児休業給付金支給決定通知書**」を交付します。支給額が算定されたときは、支給額が記載され、不支給決定されたときは、不支給の理由が記載されます。

また、受給資格がない場合は、「**育児休業給付受給資格否認通知書**」が交付されます。

これらの通知書は、**事業主を経由して、本人に交付されます。**

#### (2) 給付金の口座振込みは

支給決定された出生時育児休業給付金は、支給決定日（支給決定通知書に印字されています。）から約1週間後に、申請者本人が指定した金融機関の本人名義の普通預金（貯金）口座に振り込まれます。

また、振込者名は「**コウセイロウドウショウ ショクギョウアンテイキョク**」となります（金融機関によっては、振込者名の表示が途切れたりする場合があります）。

〔育児休業給付受給資格確認票・出生時育児休業給付金支給申請書の記入例〕

■ 第101条の33関係 (第1面)

育児休業給付受給資格確認票・出生時育児休業給付金支給申請書

(必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。)

1. 届出種別: 10407  
 2. 届出年月日: 4-25-04-01  
 3. 届出者氏名: 育児 パパ  
 フリガナ (カタカナ): イクシハハ  
 4. 届出番号: 1300-765432-1  
 5. 育児休業開始年月日: 5-05-10-03  
 6. 出産年月日: 5-05-10-10  
 7. 出産予定日: 5-05-10-03  
 8. 個人番号: 123456789012  
 9. 届出者の住所 (郵便番号): 100-8988  
 10. 届出者の住所 (漢字) ※市・区・町及び町村名: 東京都千代田区霞が関  
 届出者の住所 (漢字) ※丁目・番地: 1の2の3  
 届出者の住所 (漢字) ※アパート、マンション名等:   
 11. 届出者の電話番号 (番口ごとにそれぞれを隔めて記入してください。):   
 12. 支給期間その1 (初日) (末日) (5ヶ配) 5-05-10-03-10-16 (5ヶ配) 3  
 13. 支給日数: 3  
 14. 支給額: 21  
 15. 支払われた賃金: 21000  
 16. 支給期間その2 (初日) (末日) (5ヶ配) 5-05-10-19-10-25 (5ヶ配) 1  
 17. 支給日数: 1  
 18. 支給額: 7  
 19. 支払われた賃金: 7000

(この用紙は、このまま機械で処理しますので、汚さないようにしてください。)

20. 届出者の届出期間の見込み:   
 21. 賞金月額 (区分一日額又は総額):   
 22. 当分の育児休業開始年月日:   
 23. 支給開始年月日:   
 24. 支給種別:   
 25. 支払区分:   
 26. 金融機関・店舗コード:   
 27. 支払区分:

上記被保険者が出生時育児休業を取得し、上記の記載事項に誤りがないことを証明します。  
 事業所名 (所在地・電話番号) 千100-8988東京都千代田区霞が関1の2の2  
 (株)行政工業 03-5253-1111  
 代表取締役 行政 健一  
 令和 6年 1月 10日 事業主名  
 上記のとおり育児休業給付の受給資格の確認を申請します。  
 雇用保険給付規則第101条の33の規定により、上記のとおり出生時育児休業給付金の支給を申請します。  
 令和 6年 1月 15日 公共職業安定所長 印  
 コロネリア イダ ビロ  
 申請者氏名 育児 パパ

28. 払込希望金融機関	フリガナ	キョウアシンヨウキンコ イイダパン	金融機関コード	店舗コード
	名称	給付信用金庫 飯田橋	9181910	01917
	銀行等	口座番号 (普通)	7654321	
	ゆうちょ銀行	記号番号 (総合)	-	

届出年月日	月 日	届出者	届出年月日	届出者
届出年月日	月 日	届出者	届出年月日	届出者

社会保険労働士記載欄	氏名	電話番号	所長	次長	課長	係長	係	操作者
------------	----	------	----	----	----	----	---	-----

1 「被保険者番号」

・被保険者証に記載されている被保険者番号を記入してください。

4 「事業所番号」

・当該事業所の事業所番号を記入してください。

5 「育児休業開始年月日」

・被保険者が育児休業を開始した年月日を記入してください。

6 「出産年月日」、7 「出産予定日」

・育児休業に係る子の出産年月日、出産予定日を記入してください。

8 「個人番号」

・被保険者の個人番号を記入してください。

9、10 「被保険者の住所」、11 「被保険者の電話番号」

・被保険者の郵便番号、住所、電話番号を記入してください。

12、16 「支給期間」

・出生時育児休業期間を記入してください。分割して取得した場合、16に2回目の出生時育児休業期間を記入してください。

13、17 「就業日数」、14、18 「就業時間」

・12、16の支給期間において、就業した日数をそれぞれ13、17に記入してください。  
・12、16の支給期間において、就業した時間数をそれぞれ14、18に記入してください（1時間未満の時間数は切り捨て）。

15、19 「支払われた賃金額」

・12、16の支給期間中に、支払われた賃金の額を記入してください。  
・「支払われた賃金額」については、2ページを参照してください。

「事業所名(所在地・電話番号)、事業主名」、「申請者氏名」

・被保険者本人が氏名を記載し記入内容について事業主が証明してください。ただし、申請内容等を事業主等が被保険者に確認し、合意のもと「記載内容に関する確認書・申請等に関する同意書」を作成・保存することで被保険者氏名の記載を省略することができます。その場合、申請者氏名欄には、「申請について同意済み」と記載してください。

「払渡希望金融機関指定届」

「名称」欄には、育児休業給付の払渡しを希望する金融機関の名称及び店舗名を記入してください。

「口座番号、記号番号」欄には、被保険者本人の名義の通帳の口座、記号番号を記入してください。

※最近新設された金融機関の店舗や小規模な出張所など一部の金融機関については、コンピュータに登録されていない場合もありますので、ご利用になる場合は、あらかじめハローワークにご相談ください。

「備考」

備考欄に、賃金締切日・支払日、通勤手当について記入してください。

## 4 育児休業給付について

### (1) 支給対象者は？

下記①②のいずれにも該当する方が支給対象者です。

- ① 1歳未満（一定の場合は1歳2か月。さらに一定の場合は1歳6か月又は2歳）の子を養育するために事業主に申し出、育児休業を取得した被保険者（※）であること。（注1）

※被保険者とは、一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。

- ② 育児休業を開始した日の前2年間に、賃金の支払いの基礎となった日が11日以上ある月が通算して12か月以上（育児休業を開始した日の前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある月が12か月ない場合は、完全月で賃金の支払いの基礎となった時間数が80時間以上の月を1か月として取り扱うこととする）あること。（注2）

この要件を満たさない場合、**産前休業開始日等（注3）を起算点として、その日の前2年間に賃金支払基礎日数（就労日数）が11日以上ある完全月が12か月以上あること。**

ただし、期間雇用者（期間を定めて雇用される者）の方は上記①②に加え、休業開始時において下記にも該当しなければなりません。

同一事業主のもとで

- 子が1歳6か月までの間（保育所における保育の実施が行われない等の理由により、子が1歳6か月後の期間について育児休業を取得する場合は、1歳6か月後の休業開始時において2歳までの間）に、その労働契約（労働契約が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了することが明らかでないこと。

- (注1) **休業取得時に退職が確定（予定）している休業は対象となりません。**

なお、支給対象者は男女を問いません。また、育児をする子は、実子・養子を問いません。

- (注2) 過去に雇用保険の基本手当の受給資格決定（基本手当を1日も受給していない場合も含まれます。）を受けたことのある方については、その後に資格取得した被保険者期間に限ります。

なお、休業開始前の2年間に、病気やけが、妊娠、出産、育児、事業所の休業、海外出向等で引き続き30日以上賃金の支払いを受けられなかった期間があった場合は、その期間を休業開始前2年間に加えることができます。（合計4年間まで）

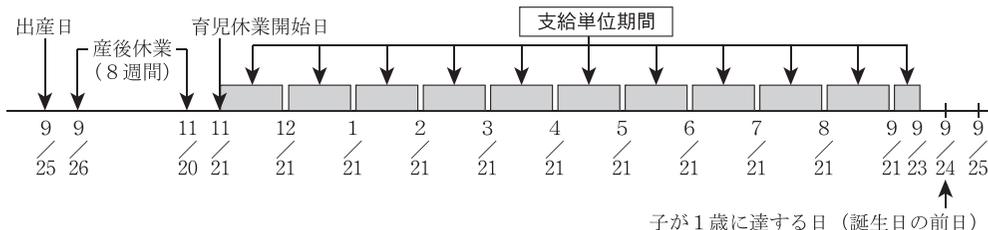
- (注3) 産前休業を開始する日前に子を出生した場合は「当該子を出生した日の翌日」、産前休業を開始する日前に当該休業に先行する母性保護のための休業をした場合は「当該先行する休業を開始した日」を起算点とします。

この受給資格の確認を受けた被保険者であって、育児休業中に支払われた賃金の額が、**休業開始時の賃金月額に比べて、80%未満**である等、支給要件を満たした場合に、育児休業給付金を受けることができます。

## (2) 支給対象期間は？

1歳未満（一定の場合は1歳2か月。さらに一定の場合は1歳6か月又は2歳）の子を養育するため、育児休業期間中の各「支給単位期間」（育児休業を開始した日から起算した1か月ごとの期間といいます。）について支給します。（注1）

(例) 産後休業に引き続き、子が1歳に達するまで育児休業した場合の支給対象期間



ただし、この期間中に以下の要件を全て満たしていることが必要です。

- ① 支給単位期間の初日から末日まで継続して被保険者資格を有していること。
- ② 支給単位期間に、就業していると認められる日数が10日（10日をこえる場合にあっては、就業していると認められる時間が80時間）以下であること。（注2）
- ③ 支給単位期間に支給された賃金額が、休業開始時の賃金月額80%未満であること。

(注1) 休業開始日に応答する日がない月は、その月の末日が応答日となります。

(注2) 最後の支給単位期間の場合についても、就業していると認められる日が10日（10日をこえる場合にあっては、就業していると認められる時間が80時間）以下であるとともに、全日休業日が1日以上あること。

なお、ここでいう全日休業日には、日曜日や祝祭日のような事業所の所定の労働日以外の日を含みます。

### 第1子の育児休業給付を受給中に、第2子の産前休業が始まった場合

第1子についての育児休業給付の支給は、第2子に係る産前休業の前日までの支給となります。

なお、第2子に係る受給資格の確認を受けることができれば、第2子に係る育児休業給付を受給することは可能です。

(注) 支給申請書の備考欄に第2子に係る産前休業が開始した旨記載し、提出してください。

### (3)「パパ・ママ育休プラス制度」を利用する場合の支給について

父母ともに育児休業を取得する場合は、以下①～③のいずれの要件も満たす場合に子が1歳2か月に達する日の前日までの間に、最大1年（※）まで育児休業給付が支給されません。

※ 出産日（産前休業の末日）と産後休業期間と育児休業期間をあわせて1年間が上限です。父親の場合は、育児休業を受給できる期間の上限は原則1年間となります。

- ① 育児休業開始日が、当該子の1歳に達する日の翌日以前である場合
  - ② 育児休業開始日が、当該子に係る配偶者が取得している育児休業期間の初日以後である場合
  - ③ 配偶者が当該子の1歳に達する日以前に育児休業を取得していること
- ※ ②、③の配偶者には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。また、配偶者が国家公務員、地方公務員等の公務員である場合も含みます。

#### 申請方法

原則として子が1歳に達する日を含む支給単位期間に係る支給申請時まで、支給申請書の下記イまたはロに、配偶者の育児休業取得の有無、配偶者の雇用保険被保険者番号（雇用保険の被保険者である場合）を記載してください。

イ 初回の支給申請時には、「育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書」の27、28欄

ロ 2回目以降の支給申請時には、「育児休業給付金支給申請書」の19、20欄

#### 添付書類

受給資格確認や支給申請の際の確認書類に加えて、下記の書類を提出してください。

イ 被保険者の配偶者であることが確認できる書類

○世帯全員について記載された住民票の写し。

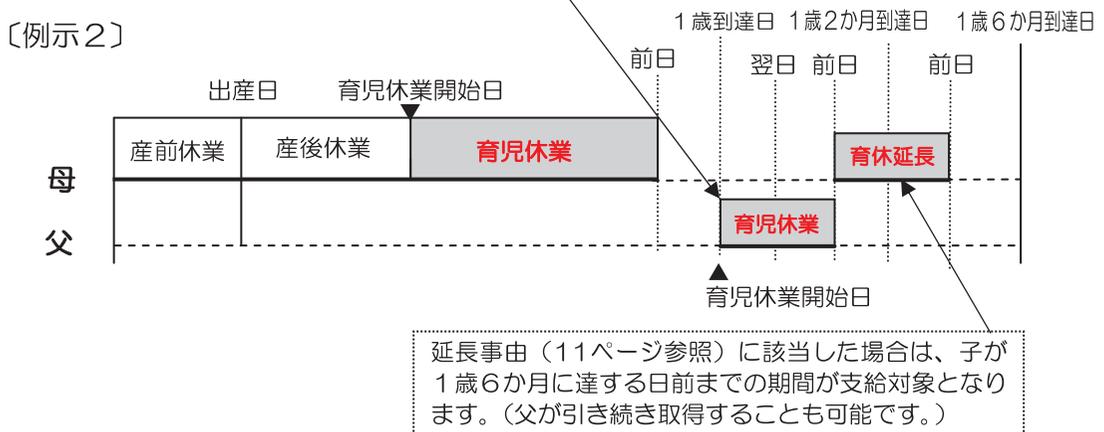
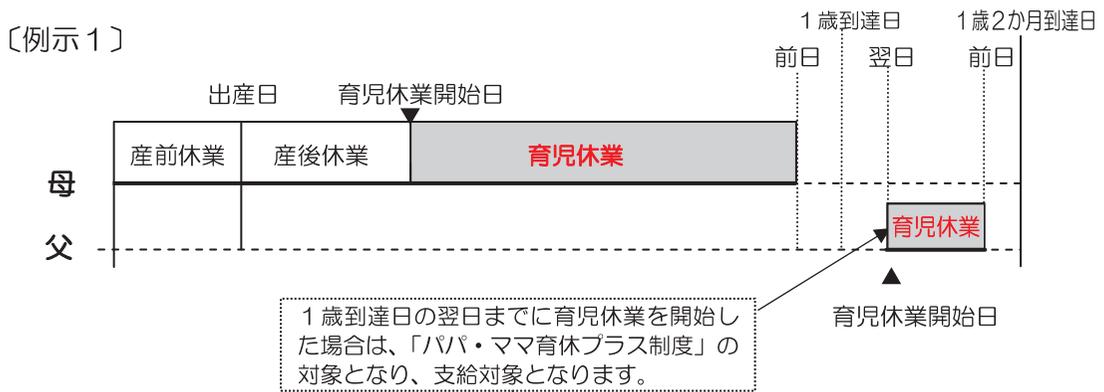
○民生委員の証明書等（事実上婚姻関係と同様の事情にある者であるとき）

ロ 被保険者の配偶者の育児休業の取得を確認できる書類

○配偶者の育児休業取扱通知書の写し

○（上記がない場合）配偶者の疎明書（任意の様式）等配偶者の育児休業の取得を確認できる書類

※ 支給申請書に配偶者の雇用保険被保険者番号が記載されており、配偶者の育児休業給付受給の有無を確認できる場合はロの書類を省略することができます。



#### （4）支給対象となる期間の延長について

保育所における保育の実施が行われないなど以下のいずれかの理由により、子が1歳に達する日（誕生日の前日）又は1歳6か月に達する日以降の期間についても育児休業を取得する場合、その子が1歳6か月に達する日又は2歳に達する日前までの期間、育児休業給付金の支給を延長することができます。（延長手続きについては17ページ参照）

- ① 育児休業の申し出に係る子について、保育所等(注)における保育の実施を希望し、市町に対して1歳到達又は1歳6か月到達前に申込みを行っているが、その子が1歳に達する日後（1歳誕生日）又は1歳6か月に達する日後において保育所に入所できない通知がなされているとき。
  - ※ 一定の要件を満たすことにより、育児休業終了予定日が1歳に達する日後である場合は、当該終了予定日。
- ② 常態として育児休業の申し出に係る子の養育を行っている配偶者であって、その子が1歳に達する日後又は1歳6か月に達する日後の期間について、常態としてその子の養育を行う予定であった方が、以下のいずれかに該当した場合。
  - ア 育児を予定していた配偶者が死亡したとき。

- イ 育児を予定していた配偶者が負傷・疾病又は身体上もしくは精神上的の障害により育児ができなくなったとき。
- ウ 婚姻の解消等の理由で配偶者が子と同居しなくなったとき。
- エ 6週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）以内に出産予定であるか、または産後8週間を経過しないとき。

（※）「パパ・ママ育休プラス制度」（9～10ページ参照）の利用により、休業終了予定日とされた日が1歳に達する日後である場合は、休業終了予定とされた日後の期間について、支給対象となる期間の延長事由に該当した場合は、その子が1歳6か月に達する日前までの期間が支給対象になります。

また、1歳に達する日（「パパ・ママ育休プラス制度」により休業終了予定日が1歳に達する日後である場合は、その休業終了予定日）又は1歳6か月に達する日まで育児休業をしている配偶者と交替することによっても、他の要件を満たせば、1歳6か月に達する日又は2歳に達する日前までの期間が支給対象になります。

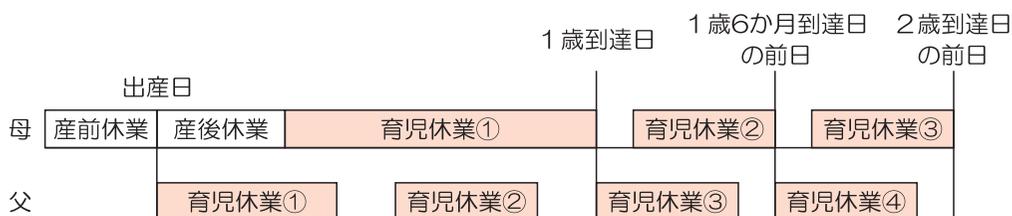
（注）ここでいう保育所等は、児童福祉法第39条に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園（幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園及び幼保連携型認定こども園）及び児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業または事業所内保育事業）をいい、いわゆる「無認可保育施設」は含まれません。

※ 夫婦交替で育児休業を取得する場合の回数制限の例外について

育児休業の延長事由があり、かつ、夫婦交替で育児休業を取得する場合、1歳から1歳6か月と1歳6か月～2歳の各期間中、夫婦それぞれ1回に限り育児休業給付金の支給対象となります。

例示

1歳未満の子について2回の育児休業をした後、延長事由に該当し、1歳に達する日後に夫婦交替で3回目以降の育児休業を開始する場合



1歳以降の育児休業も夫婦1回ずつ延長交替でき、1歳から1歳6か月の期間及び1歳6か月から2歳までの期間それぞれの期間において途中交替が可能です。

## 5 受給資格確認後の通知書について

### (1) 受給資格の確認について

「育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金支給申請書」が提出されると、ハローワークにおいて受給資格の確認を行い、「育児休業給付金支給決定通知書」と「育児休業給付金支給申請書」が原則として事業主を経由して本人に交付されます。

この通知書には、育児休業開始前の賃金月額やその賃金月額の50%の額等が記載されています。

また、支払方法、次回支給申請日等も記載されていますので、必ず確認してください。

#### 〔育児休業給付金支給決定通知書の通知例〕

<キリトリ>

育児休業給付金支給決定通知書(被保険者通知用)							
被保険者番号	氏名	性別	生年月日	出産年月日	受給資格確認年月日	休業開始年月日	
4800-010566-2	〇〇 ハナコ	女	3-630506	5-050203	050609	050401	
支給期間	賃金月額	賃金月額の67%	賃金月額の50%	支給済日数	支払方法		
050401-060201	370,350	248,134	185,175	60			
受給資格を確認し、育児休業給付金を支給決定しましたので口座振込みします。							
支給単位期間	就業日数	賃金支払額	支給日数	支給率	支給金額		
050401-0430	0日	0円	30日	67%	248,134円		
050501-0531	0日	0円	30日	67%	248,134円		
					合計金額	496,268円	
1. 次回支給単位期間1 令和5年6月1日～令和5年6月30日							
2 令和5年7月1日～令和5年7月31日							
2. 次回支給申請期間 令和5年8月1日～令和5年9月30日(令和5年7月1日～令和5年8月31日)							
支給単位期間その1についてのみ申請を行うこともできます。その場合の支給申請期間は( )内の期間になります。							
管轄公共職業安定所 宇XXX-XXXX XXXXXXXXX							
の所在地・電話番号 TEL XXXXXXXXX							
交付 令和 XX年 XX月 XX日							
公共職業安定所 所長印							

### (2) 次回支給申請日の指定について

ハローワークで次回支給申請日を指定して「育児休業給付金支給決定通知書」の通知内容欄でお知らせするとともに、「育児休業給付次回支給申請日指定通知書(事業主通知用)」で事業主の方にも通知されています。

次回支給申請期間欄に記載されている期日が支給申請期限となりますので、ご注意ください。

(注1) 「支給申請書」は、必要事項を記入のうえ、事業主の方が支給申請日に提出できるよう早めに事業所の担当者の方にお渡しください。(14ページ参照)

(注2) 支給単位期間について、あらかじめ、支給を受けられないことが明らかである場合であっても、指定された支給申請日に、支給申請書の標題を「次回支給期間指定届」と訂正のうえ安定所へ提出していただくこととなります。

## 6 育児休業給付の支給額は

支給額＝休業開始時賃金日額×支給日数×50% [小数点以下切捨て] (※)

支給日数→ ① 30日 (②以外の支給単位期間)

② 暦の日数 (最後の支給単位期間の初日から休業終了日までの日数) … (休業終了日を含む支給単位期間)

給付率は、支給日数が育児休業を開始してから通算して180日に達するまでの間に限り、給付率が67%となります。

### 支給額の留意点について

(1) 支給単位期間中に賃金の支払いがある場合

① 支払われた賃金額が休業前賃金の30% (13%) 以下

→  $\text{支給額} = \text{休業開始時賃金日額} \times \text{支給日数} \times 50\% (\text{※})$

② 支払われた賃金額が休業前賃金の30% (13%) を超え80%未満

→  $\text{支給額} = \text{休業開始時賃金日額} \times \text{支給日数} \times 80\% - \text{支払われた賃金額}$

③ 支払われた賃金額が休業前賃金の80%以上

→ **支給されません。**

※ 育児休業を開始した日から起算し、当該育児休業給付金の支給日数が通算して180日に達するまでの間に限り67%となります。

(2) 給付の上限額について

育児休業給付金の各支給単位期間ごとの支給額の上限は支給率が67% (50%) のときは310,143円 (231,450円) となります。

(毎年8月1日に賃金の上昇率に応じて変更されます。)

## 7 支給申請期間について

(1) 育児休業給付金の支給申請期間について

支給申請は、**原則として2か月ごと**に行っていただきます。(受給資格確認後の初回の支給申請に限っては、育児休業開始日から起算して4か月を経過する日の属する月の末日までに、その前3か月分の支給申請を行うことも可能です。)

2回目以降の支給申請は、2か月ごとの各支給申請期間に、支給単位期間その1及びその2についての支給申請を行っていただきます。

※被保険者本人が希望する場合、1か月に一度、支給申請を行うことも可能です。

## (2) 支給申請日の指定について

上記申請期間中の特定の日又は週を支給申請日に指定（「支給決定通知書」に印字されています。）します。

なお、支給単位期間中に賃金の支払いがあったこと等の理由により支給要件に該当しない場合であっても、指定された支給申請日に支給申請書の標題を「次回支給期間指定届」と訂正のうえ提出していただきますので、必ず事業所の担当者にお渡しください。

## 8 支給申請手続きについて

### (1) 育児休業給付金の支給申請手続きについて

被保険者の方が、育児休業給付の受給資格の確認を受けたときは、以下の手続きにより、育児休業給付金の支給を受けることができます。

提出書類	「育児休業給付金支給申請書」・・・記載例15ページ参照
添付書類	賃金台帳、出勤簿（またはタイムカード）等
提出先	事業所の所在地を管轄するハローワーク
提出期日	<u>ハローワークの所長が指定する支給申請期間中の支給申請日</u> （「育児休業給付次回支給申請日指定通知書」に印字されています。）
提出者	事業主又は被保険者本人（※）

（※） この支給申請手続きは、原則として、事業主を経由することとなります。被保険者の方は支給申請書の必要事項に記入のうえ、早めに事業所の担当者にお渡しください。なお、事業主が申請等に関する同意書を被保険者の方の確認のもと作成し、保存している場合は、氏名の記入を省略することができます。

※本人が提出することも可能ですが、原則として事業主からの提出をお願いします。

〔育児休業給付金支給申請書の記載例〕

第101条の30関係 (第1面)

育児休業給付金支給申請書

(必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。)

(なるべく折り返さないようにし、やむをえない場合には折り返すマーク(▲)の所で折り返してください。)

(この用紙は、このまま機械で処理しますので、汚さないようにしてください。)

1. 被保険者番号 5000-004321-8	2. 資格取得年月日 4-230401	3. 育児休業開始年月日 5-050401	4. 被保険者氏名 フリガナ (カタカナ)	5. 支給単位期間その1 (初日) (末日) 5-050601-0630	6. 就業日数 0	7. 就業時間	8. 支払われた賃金額 0
9. 支給単位期間その2 (初日) (末日) 5-050701-0731	10. 就業日数 2	11. 就業時間	12. 支払われた賃金額 10000	13. 最終支給単位期間 (初日) (末日) 5-050721-0721	14. 就業日数	15. 就業時間	16. 支払われた賃金額
17. 職場復帰年月日	18. 支給対象となる期間の延長事由一期間	19. 配偶者 育休取得	20. 配偶者の被保険者番号	21. 次回支給申請年月日	22. 延長等 否認	23. 未支給区分 (労働 未支給 以外 未支給)	24. 25.

事業所名及び事業主名を記入してください。

第101条の30関係 (第2面)

上記の記載事項に誤りがないことを証明します。  
令和 5 年 8 月 10 日

雇用保険商株式会社  
事業所名 (所在地・電話番号) 浜松市中区浅田町〇〇-〇 053-〇〇〇-〇〇〇〇  
事業主氏名 雇用保険商株式会社 代表取締役 〇〇 三郎

令和 5 年 8 月 10 日

浜松公共職業安定所長 殿

申請者氏名 〇〇 花子

社会保険 労務士 記載欄	氏名	電話番号
※ 所長	次長	課長
	係長	係
		操作者

賃金締切日: 20日 賃金支払日 (当) 月 日  
通勤手当: 有 (毎月・3か月・6か月) (無)  
備考: 雇用期間1歳6ヵ月後の延長をする場合に適用し、口述のありや無 年月 日まで  
同一の子に係る  
再度の育児休業ではない

※支給決定年月日 令和 年 月 日

内容を確認のうえ、申請者本人が記入をしてください。

1歳に達する前に職場復帰する場合

2. 資格取得年月日 4-230401	3. 育児休業開始年月日 5-050401	4. 被保険者氏名 フリガナ (カタカナ)	5. 支給単位期間その1 (初日) (末日) 5-050601-0630	6. 就業日数 0	7. 就業時間	8. 支払われた賃金額 0
9. 支給単位期間その2 (初日) (末日) 5-050701-0720	10. 就業日数 0	11. 就業時間	12. 支払われた賃金額 0	13. 最終支給単位期間 (初日) (末日) 5-050721-0721	14. 就業日数	15. 就業時間
17. 職場復帰年月日	18. 支給対象となる期間の延長事由一期間	19. 配偶者 育休取得	20. 配偶者の被保険者番号	21. 次回支給申請年月日	22. 延長等 否認	23. 未支給区分 (労働 未支給 以外 未支給)

1歳に達する前(支給期間末日前)に職場復帰した場合は、17欄に職場復帰日を記入して、5欄または9欄の支給単位期間の末日には職場復帰日の前日を記入してください。

- 〔参考〕
- ・ 出産日 令和 5 年 2 月 3 日
  - ・ 支給期間末日 令和 6 年 2 月 1 日 (1歳の誕生日の前々日)
  - ・ 職場復帰日 令和 5 年 7 月 2 1 日

## ◎ 記載上の留意事項

### 5.9「支給単位期間」欄

- ・ 支給を受けようとする支給単位期間の初日と末日を記入します。

### 6.10「就業日数」、7.11「就業時間」欄

- ・ 5.9の支給単位期間において就業した日数、時間を記入してください。

### 8.12「支払われた賃金額」欄

- ・ 支給単位期間中に育児休業期間を対象として支払われた賃金（臨時の賃金や3か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く。出向中双方で支払いがあるときは総額。）を記入します。

ただし、育児休業期間外を対象としているような賃金や単位期間が不明確な賃金は含めず、原則として育児休業期間中を対象としていることが明確な賃金の額のみとなります。

- 〔例〕
- ・ 育児休業開始日 4月15日
  - ・ 賃金締切日 20日
  - ・ 賃金支払日 25日の場合



この場合、4月25日に支払われた賃金には、育児休業期間外（3/21~4/14）の分が含まれていますが、その次の支給単位期間に支払われた5/25の賃金を見ると、これには育児休業期間外を対象とした賃金が含まれていません。

そこで、支給単位期間その1には、育児休業期間中を対象としていることが明確な賃金の額のみを記入することとなります。

産後休業期間を対象とした賃金が育児休業中に支払われた場合などご注意ください。

### 17「職場復帰年月日」欄

- ・ 「育児休業給付金支給決定通知書」にある「支給期間末日」前に育児休業を終了して職場に復帰した場合は、その復帰した日を記入してください。

### 24.25「その他賃金に関する特記事項」欄

- ・ 賃金に含まれるか否かを判断しかねるものについて、その名称と金額を記入します。

## (2) 支給対象となる期間の延長手続きについて

延長事由（11ページ参照）が生じた場合は、支給申請手続きのための添付書類（賃金台帳や出勤簿等）とあわせて、以下の書類を添付してください。

また、支給申請書の18「支給対象となる期間の延長事由一期間」欄に必要事項を記載してください。

なお、育児休業の申出に係る子の1歳に達する日後の延長、1歳6か月に達する日後の延長について、それぞれ延長手続きが必要です。

- 保育所等による保育が実施されない場合…市区町村により発行された証明書※、育児休業申出書（休業期間変更申出書）
- 養育を予定していた配偶者が死亡した場合…住民票の写し、母子健康手帳
- 養育を予定していた配偶者の疾病・負傷等の場合…医師の診断書等
- 養育を予定していた配偶者との別居…住民票の写し、母子健康手帳
- 養育を予定していた配偶者の産前産後…産前産後に係る子の母子健康手帳

### ○ 保育所※<sup>1</sup>による保育が実施されない…市区町村により発行された証明書等※<sup>2</sup>

※<sup>1</sup> 保育所とは、児童福祉法39条に定める保育所であり、いわゆる無認可保育所は含まれません。

※<sup>2</sup> 保育の申込みを行い、かつ1歳到達日の翌日（1歳の誕生日）又は1歳6か月到達日の翌日において保育が行われていないことが確認できる市区町村が発行した証明書等が必要です。

【子が1歳6か月に達する日の前日までの延長を希望する場合】

- ①市区町村への保育所への入所申込みを1歳到達日の翌日以前に行っていること
- ②入所希望日を1歳到達日の翌日以前とすること

【子が2歳に達する日の前日までの延長を希望する場合】

- ①市区町村への保育所への入所申込みを1歳6か月到達日の翌日以前に行っていること
- ②入所希望日を1歳6か月到達日の翌日以前とすること

市区町村に問い合わせした際に、担当者から「途中入所は難しい」や「定員超過で次回入所は難しい」といった説明を受けたため、入所申込みそのものを行わず確認できる書類がない場合は、延長申請が認められませんのでご注意ください。

なお、お住まいの市区町村によって、入所申込みの時期が異なりますので、余裕をもってご確認ください。

市区町村からの証明書の発行が困難な場合は、ハローワークへご相談ください。

(注) 「パパ・ママ育休プラス制度」（9～10ページ参照）の利用により、休業終了予定日とされた日が1歳に達する日後である場合は、当該育児休業終了予定とされた日の翌日（ただし当該育児休業終了予定日が1歳2か月に達する場合は、1歳2か月に達する日。）において保育が実施されないことを確認できる書類が必要です。

### ◎ 延長申請の期間

以下の①または②の申請時に必要な確認書類をご提出ください。

- ① 延長する期間の直前の支給単位期間の支給申請時。（ただし1歳到達日以降の申請時に限る）
- ② 1歳又は1歳6か月到達日を含む延長後の支給単位期間の支給申請時。

**期限までに延長申請を行わなかった場合、延長されませんのでご注意ください。**

## 9 支給決定後の通知について

「育児休業給付金支給申請書」が提出されると、ハローワークにおいて支給の可否及び支給額の決定を行います。

そして、ハローワークから「支給決定通知書」が原則として事業主を経由して本人に交付されます。この通知書の通知内容欄には支給の可否、支給額、次回申請日等が記載されています。

### 〔通知内容欄の例示〕

#### (1) 育児休業給付金を支給した場合

育児休業給付金を以下のとおり支給決定しましたので、口座振込します。					
支給単位期間	就業日数	賃金支払額	支給日数	支給率	支給金額
××××××-××××	××日	××××円	××日	××%	××,×××円
××××××-××××	××日	××××円	××日	××%	××,×××円 (減額支給)
合計金額					××,×××円
1. 次回支給単位期間1	令和××年××月××日～令和××年××月××日				
2	令和××年××月××日～令和××年××月××日				
2. 次回支給申請期間	令和××年××月××日～令和××年××月××日				
3. 次回支給申請日	令和××年××月××日				

(注) 減額支給の場合、当該支給金額の右に「(減額支給)」と印字されます。

#### (2) 育児休業給付金の一部が不支給であった場合

育児休業給付金を以下のとおり支給決定しましたので、口座振込します。					
支給単位期間	就業日数	賃金支払額	支給日数	支給率	支給金額
××××××-××××	××日	××××円	××日	××%	××,×××円
××××××-××××	××日	××××円	××日	××%	不支給 (××××)
合計金額					××,×××円
1. 次回支給単位期間1	令和××年××月××日～令和××年××月××日				
2	令和××年××月××日～令和××年××月××日				
2. 次回支給申請期間	令和××年××月××日～令和××年××月××日				
3. 次回支給申請日	令和××年××月××日				

(注) 不支給の( )内は、不支給の理由で、次のとおりです。

- ①「賃金月額80%以上」・・・支払われた賃金額が賃金月額の80%以上の場合
- ②「全日休業日数不足」・・・以下の3つの条件を全て満たす場合
  - ・支給単位期間が端数月
  - ・支給単位期間が10日以下
  - ・全日休業日数が1日もない
- ③「就業時間超過」・・・就業していると認められる時間が80時間を超える場合

### (3) 育児休業給付金が支給終了となった場合

育児休業給付金を以下のとおり支給決定しましたので、口座振込します。

支給単位期間	就業日数	賃金支払額	支給日数	支給率	支給金額
××××××-××××	××日	××××円	××日	××%	××,×××円
××××××-××××	××日	××××円	××日	××%	××,×××円
				合計金額	××,×××円
					支給終了(××××)

(注) 支給終了の( )内は、支給終了の理由で、次のとおりです。

- ①「子の満1歳」・・・当該休業に係る子が満1歳となった日(満1歳の誕生日の前日)の前日まで支給した場合
- ②「職場復帰」・・・職場復帰日の前日まで支給となる場合
- ③「休業事由消滅」・・・休業事由消滅日(子が死亡した場合、または、養子となったこと等の事情により同居しなくなった日)まで支給した場合
- ④「資格喪失」・・・離職日を含む支給単位期間の前の支給単位期間(離職日が支給単位期間の末日の場合は、当該支給単位期間)末日まで支給した場合

## 10 支払方法について

育児休業給付は、受給資格確認票により指定された本人名義の口座に振り込まれます。

(注) 受給資格確認通知書または支給決定通知書(12ページ参照)の支払方法欄に記載されている口座への振込みとなりますので、必ず確認してください。

また、振込みは支給決定通知書の交付年月日から概ね1週間程度となりますので、振込金額等を確認してください。

### (1) 払渡希望金融機関の指定について

受給資格の確認の際に、払渡希望金融機関を指定しなかった方は、初回の支給申請までに(申請時でも構いません。)**「払渡希望金融機関指定届」**を提出してください。

(注) 受給資格確認通知書の支払方法欄が**「指定届が必要です」**と記載されている方は金融機関を指定していないので、初回の支給申請までに金融機関を指定していただくこととなります。

### (2) 払渡希望金融機関の変更について

受給資格確認通知書又は支給決定通知書の支払方法欄に記載されている金融機関を変更する場合には、**「払渡希望金融機関変更届」**を提出してください。

## 11 被保険者資格を喪失したときは

### (1) 被保険者資格喪失直前の支給単位期間についての支給申請手続きは

給付金を受給している被保険者の方が被保険者資格を喪失したときは、指定されていた支給申請期間、支給申請日の前であっても、喪失直前の支給単位期間分についての支給申請を行うことができますので、「雇用保険被保険者資格喪失届」と併せて「育児休業給付金支給申請書」を事業主の方を経由して提出してください。

ただし、この場合、職場復帰できなかった具体的な経緯を、資格喪失届に詳細にご記入ください。

なお、当該支給単位期間の末日で離職した場合は、当該支給単位期間分まで支給申請を行うことができます。

### (2) 被保険者資格を喪失した当該支給単位期間についての支給申請手続きは

支給単位期間の途中で離職した場合、当該支給単位期間は支給を受けることができませんので、ご注意ください。

当該支給単位期間の途中で1日の空白もなく転職した場合は、転職後の支給単位期間分の支給申請は転職後の事業主を経由して行うこととなります。

(注) 前事業主から賃金の支払いがあるときは、その額及び当該事業主の確認印を備考欄に記載してください。

当該支給単位期間の途中で1日以上空白があつて、被保険者資格を取得した場合は、転職後の事業主を経由して再度受給資格の確認を行うこととなります。

## 12 受給中に本人が死亡したときは

死亡した日の属する支給単位期間の前の支給単位期間までについて、遺族の方が支給申請を行うことができます。これを「未支給育児休業給付」といいます。

この手続きは、死亡した日の翌日から6か月以内にしなければなりません。詳しくはハローワークまでお問い合わせください。

## 13 ハローワークの所長が行った処分に不服があるときは

ハローワークの所長が行った育児休業給付に関する処分（受給資格の確認・否認、支給・不支給の決定など）について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から3か月以内に、雇用保険審査官（静岡労働局雇用保険審査官〒231-0015 横浜市中区尾上町5-77-2 大和地所馬車道ビル3階 電話番号045-650-2800）に審査の請求をすることができます。これを「審査請求」といいます。

審査請求を行う場合には、ハローワークを通して、または直接雇用保険審査官にその旨を申し出てください。

## 14 不正受給を行ったときは

不正受給とは、偽りその他不正行為によって育児休業給付の支給を受け、また受けようとしたことをいいます。（現実には育児休業給付を受けたか否かは問いません。）例えば、次のような場合です。

- 偽りの記載をした賃金月額証明書を提出すること。
- 偽りの記載をした受給資格確認票を提出すること。
- 偽りの記載をした支給申請書を提出すること。
- 離職したにもかかわらず、偽って被保険者資格の喪失の届出を行わないこと。  
（離職を予定して育児休業を取得した場合にも、不正受給となり得る場合があります。）
- 1歳未満（一定の場合は1歳2か月、さらに一定の場合は1歳6か月又は2歳）の子を養育するための育児休業を行っていることについて偽って申告すること。
- 各種の添付書類を偽造又は改ざんして提出すること。

もし、不正受給をすると

- **支給停止**（その日以後の育児休業給付の支給を受ける権利がなくなります）
- **返還命令**（不正に受給した金額は、全額返還しなければなりません）
- **納付命令**（不正に受給した金額を全額返還するとともに、不正に受給した金額の2倍に相当する額をさらに納めなければなりません）
- 不正受給した日の翌日から延滞金が課せられます。
- これら返還金などの納入を怠ると、**財産の差押え**等が行われることがあります。
- 悪質な場合、詐欺罪などで処罰されることがあります。

※ 事業主が虚偽の支給申請書を提出した場合などは、**事業主も連帯して返還命令等を受け**ることとなります。

## 15 経過措置

令和4年10月1日から出生時育児休業給付金の創設、同一の子に係る育児休業を2回まで分割して取得することを可能とする等の改正が施行されました。この施行日前後における育児休業給付の取扱いは以下のとおりです。

- 施行日後に配偶者が子の1歳（又は1歳6か月）に達する日後の期間に子を養育するための育児休業をしている場合、その休業をすることとする期間の末日の翌日以前に被保険者が育児休業を開始する場合であれば延長交替が可能です。なお、1歳に達する日までの間に1度も育児休業を取得したことがない場合であっても延長交替は可能です。
- 令和4年9月30日以前の育児休業を1回目と数え、同年10月1日以降の育児休業を2回目の育児休業として取得可能です。
- 令和4年9月30日以前に旧法の規定により「パパ休暇」を取得した場合、当該パパ休暇は新法における育児休業の取得回数には含めないため、施行日以後に育児休業を2回取得することも可能です。なお、パパ休暇は旧法の育児休業給付金として申請する必要があります。
- 施行日の際に現に提出されている改正前の各種様式については、改正後の様式により提出されたものとして取り扱います。
- 改正前に通知した支給単位期間及び支給申請期間は有効です。

※ 詳しくはハローワークにお尋ねください。

## 16 Q&A

Q1 育児休業給付は課税の対象となりますか。

A. 課税されません。（雇用保険法第12条）

Q2 育児休業給付を受給した後離職した場合には、雇用保険（基本手当）は支給されますか。

A. 育児休業給付と雇用保険（基本手当）とでは、対象となる保険事故が異なるため、育児休業給付を受給した被保険者が失業した場合に、受給資格を満たせば、雇用保険（基本手当）が支給されることとなります。

ただし、離職した場合の雇用保険（基本手当）の所定給付日数の算定に際して、育児休業給付金を受けた期間は除外されます。

Q3 育児休業給付は雇用の継続を促進するための制度だと聞いていますが、育児休業が終了した後に職場復帰できなかった場合、その復帰できなかった理由によっては、支給された給付金を返還しなければなりませんか。

A. 育児休業開始当初に職場復帰を予定していながら、結果として、育児休業終了後に離職した場合、給付金の返還を行う必要はありません。

なお、当初から離職を予定しながら育児休業を開始した場合は、本来であれば被保険者資格喪失届を提出すべきであるので、提出せず受給していたときは不正受給となりますのでご注意ください。

Q4 休業中に、事業所から「今月は忙しいから2日間だけ応援で働いてくれませんか」と依頼を受けた場合、休業中に働くと職場復帰となり、給付金は受けられなくなるのですか。

A. その就労が、臨時・一時的であって、就労後はもとの育児休業に戻ることが明らかであれば、職場復帰とはせず、休業中の臨時・一時的就労として、支給要件を満たせば支給対象となります。育児休業中の就業日数及び就労日数の取扱いは出生時育児休業給付金と育児休業給付金で異なります。出生時育児休業給付金については2ページ、育児休業給付金については7ページを参照してください。

詳しくは、事業所を管轄するハローワークにお問い合わせ下さい。

Q5 第1子目の休業中に、第2子を出産する場合、第2子目の育児休業給付金は受給できますか。

- A. 第1子目の育児休業中でも受給資格を満たせば受給できます。  
ただし、第1子目の育児休業給付金を受給中の場合は、第2子目の産前休業開始の前日で支給終了になります。

Q6 子が2歳になるまで育児休業を取得しています。1歳を超える期間まで育児休業が認められた場合は、支給対象となるのでしょうか。

- A. 当初より1歳を超える休業が認められていた場合においても、早期復職のため、1歳に達する日の前に保育所等への入所申込みを行ったものの、1歳に達する日の翌日（1歳の誕生日）時点において保育所等における保育が行われない場合等一定の延長事由に該当し、他の支給要件をすべて満たしている場合には、支給対象となります。  
**さらに、平成29年10月1日より、保育所等における保育の実施が行われないなどの理由により、子が1歳6か月に達する日後の期間に育児休業を取得する場合は、子が2歳に達する日前まで育児休業給付金の支給対象期間が延長できるようになりました。**  
(子の誕生日が平成28年3月31日以降の場合に対象となります。)

子が2歳に達する日前まで支給対象期間を延長するには、子が1歳6か月に達する日の翌日において保育所等における保育の実施が行われないなどの理由に該当することが必要になるため、子が1歳に達する日の翌日において該当した延長理由に関わらず、改めて確認書類の提出が必要となることにご留意ください。

(注) 期間雇用者の方は、子が1歳6か月に達する日の翌日において、子が2歳までの間に、その労働契約（労働契約が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了することが明らかでないことが必要です。



## 静岡県内ハローワーク一覧

安定所 番号	安定所名 (出張所名)	所在地	電話番号	管轄区域
22010	静岡	〒422-8045 静岡市駿河区西島 235-1	054(238)-8608	静岡市のうち葵区、駿河区
22020	浜松	〒430-7707 浜松市中区板屋町 111-2 浜松アクトタワー7階	053(457)-5153	浜松市のうち中区、東区、西区、南区、湖西市
22021	(細江)	〒431-1302 浜松市北区細江町広岡 312-3	053(522)-0165	浜松市のうち北区
22022	(浜北)	〒434-0037 浜松市浜北区沼 269-1	053(584)-2233	浜松市のうち浜北区、天竜区
22030	沼津	〒410-0831 沼津市市場町 9-1 沼津合同庁舎 1階	055(918)-3716	沼津市、裾野市、駿東郡のうち清水町、長泉町
22031	(御殿場)	〒412-0039 御殿場市かまど字水道 1111	0550(82)-0540	御殿場市、駿東郡のうち小山町
22040	清水	〒424-0825 静岡市清水区松原町 2-15 清水合同庁舎 1階	054(351)-8604	静岡市のうち清水区
22050	三島	〒411-0033 三島市文教町 1-3-112 三島労働総合庁舎 1階	055(980)-1304	三島市、伊豆市、伊豆の国市、熱海市、田方郡
22052	(伊東)	〒414-0046 伊東市大原 1丁目 5-15	0557(37)-2605	伊東市
22060	掛川	〒436-0073 掛川市金城 71	0537(22)-4185	掛川市、菊川市、御前崎市
22070	富士宮	〒418-0031 富士宮市神田川町 14-3	0544(26)-3128	富士宮市
22080	島田	〒427-8509 島田市本通 1丁目 4677-4 島田労働総合庁舎 1階	0547(36)-8609	島田市、榛原郡のうち川根本町
22081	(榛原)	〒421-0421 牧之原市細江 4138-1	0548(22)-0148	牧之原市、榛原郡のうち吉田町
22090	磐田	〒438-0086 磐田市見付 3599-6 磐田地方合同庁舎 1階	0538(32)-6181	磐田市、袋井市、周知郡
22100	富士	〒417-8609 富士市南町 1-4	0545(51)-2151	富士市
22110	下田	〒415-8509 下田市 4丁目 5-26	0558(22)-0288	下田市、賀茂郡
22120	焼津	〒425-0028 焼津市駅北 1丁目 6-22	054(628)-5155	焼津市、藤枝市